

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回の宿題は、「建設系廃棄物の元請、下請」の続きでしたね。
では、さっそく確認してみましょう。

宿題Q、建設系廃棄物において、下請負人が自らその運搬を行う場合には、当該下請負人を事業者とみなし、廃棄物処理業の許可がなくとも当該廃棄物の運搬を行うことを可能とする状況がある。次のうち、その状況として規定されていないのはどれか。

- (1) 元請、下請間で書面による請負契約で定めていること。
- (2) 元請業者が所有権を有するものに運搬されるものであること。
- (3) 元請業者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有するものに運搬されるものであること。
- (4) 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設であること。
- (5) 引渡しが行われた建築物等の瑕疵の修補に関する工事であって、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が1,000万円以下であること。

【解説】

先月のQの解説で説明した状況に加えて、当問の状況を満たす必要がある。

(5)の「請負代金相当額が1,000万円以下」は、正しくは「500万円以下」である。
整理をすると、下請が収集運搬業の許可なくやれる行為は次の状況を満たした場合となる。

- ①元請、下請間で書面による請負契約で定めていること。
- ②元請業者が所有権又は使用権を有するものに運搬されるものであること。
- ③当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設であること。
- ④修繕工事等（解体、新築、増築工事は該当にならない）に関する工事であって、請負代金額が500万円以下であること。
- ⑤特別管理廃棄物以外の廃棄物であること。
- ⑥1回あたりに運搬される量が、1m³以下であること。
- ⑦当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないものであること。

正解（5）

この建設廃棄物の元請、下請の関係については、長らく通知により運用されていましたが、法律で規定したのは平成22年の改正でした。

この改正から既に10年が経過していますが、実態としてはまだまだ無許可行為があるようです。個人的な感想ですが、建設業には昔からの徒弟制度の慣習があるのも一因かなあと思っています。

～廃棄物処理問題～

親方が「元請」として受注した。今は独立して別会社を経営している弟子がいる。親方が、「おい、この解体で出てきた残材。おまえんここで片付けておけ。」「はい、親方、わかりました。おれんここで運んでおきます。」。このやりとりで既に「元請→下請」への「収集運搬の委託」がなされている訳です。もし、この「弟子」が収集運搬業の許可を持っていなければ、弟子は「無許可」、親方は「無許可業者委託」となるわけです。

それでは、この「無許可」、「無許可業者委託」はどれほどの罪になるのでしょうか。

Q、次のうち、最高刑が「5年以下の懲役」でない違反行為はどれか。

- (1) 産業廃棄物収集運搬業の無許可営業
- (2) 特別管理産業廃棄物処分業の無許可営業
- (3) 委託契約書を締結しないままに産業廃棄物の処理を委託する行為
- (4) 廃棄物の不法投棄
- (5) 無許可業者への委託

【解説】

廃棄物処理法では第25条から第34条まで罰則を規定している。

もっとも重い罰則は第25条の「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」と規定しているが、第32条で法人への両罰を規定していて、法人の罰金の最高額は3億円としている（以降、懲役、罰金ともに最高刑で記す）。

第25条で規定している違反は、不法投棄や無許可営業、無許可処理施設設置、命令違反等、法制度の根幹に関わる非常に重大な違反行為である。

廃棄物処理法は排出者処理責任の原則に立っていることから、排出者に対する罰則は許可業者と同等レベルに制定されているときが多い。

たとえば、無許可行為は極めて重大な違反であるが、無許可業者に委託する行為もともに懲役5年、罰金1,000万円である。

これは、無許可行為を行う者はもちろん悪いが、そもそもその廃棄物の処理を頼む者が存在しなければ、また、その廃棄物が排出されていなければ、無許可行為もなかったはずであるからである。

(3)の「委託契約書を締結しないままに産業廃棄物の処理を委託する行為」は、契約書を締結しなかったが、委託した人物は許可を有していた場合であり、(5)の無許可業者への委託より罰則は軽く第26条で規定する懲役3年、罰金300万円である。

正解(3)

とすることで、「無許可」や「無許可業者委託」は、不法投棄と並んで廃棄物処理法ではもっとも重い違反ということになります。

では、罰則つながりでこんな宿題はどうでしょうか。



宿題Q

事業者に関する行為について、罰則の対象になる行為には「○」、罰則は規定されていない行為には「×」をつけなさい。

- a 立入検査を拒んだとき。
- b 報告徴収に対し虚偽の報告をしたとき。
- c 他人に産業廃棄物を委託し産業廃棄物管理票を交付した場合で、管理票交付状況報告をしなかったとき。
- d 特別管理産業廃棄物を生じる事業者が帳簿に記載せず、又は保管していなかったとき。
- e 管理票が回付されなかったにもかかわらず必要な措置を講じなかったとき。